

児童扶養手当システム標準化自治体分科会
議事要旨

日時：令和6年2月6日（火） 10：00～12：00

場所：WEB 開催・デロイトトーマツコンサルティング会議室

出席者（敬称略）：

（○）はオンライン参加

（構成員）

生田 正幸	関西学院大学大学院人間福祉研究科 講師（非常勤）※座長
辻田 朋大	愛知県福祉局児童家庭課 課長補佐（○）
内山 将勝	福岡市子ども未来局子ども健やか部子ども家庭課ひとり親福祉係 係員（○）
須川 紗季	佐世保市子ども未来部子ども支援課 主事（○）
安樂 貴史	葛飾区子育て支援部子育て応援課児童手当係 係長（○）
富樫 由美子	鶴岡市健康福祉部子育て推進課 主査（○）

（オブザーバー）

丸尾 豊	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐（○）
小山内 崇矩	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐（○）
池端 桃子	デジタル庁地方業務標準化エキスパート（○）
水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
彼末 寛太	デジタル庁統括官付参事官付（○）
浅井 勇太	子ども家庭庁長官官房総務課 情報システム係長（○）

【議事次第】

1. 開会
 - ① 開会のご挨拶
 - ② ご出席状況の確認
2. 議事
 - ① 第1回有識者検討会の振り返り
 - ② 令和5年度の検討論点
 - ③ 今後のスケジュール
3. 閉会

【意見交換（概要）】

（第1回有識者検討会の振り返り）

- 第1回有識者検討会（1月16日）議事次第と主たる討議事項
 - 第1回有識者検討会にて、①児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化について、②有識者検討会等の運営について、③令和4年度検討経緯の振り返り、④令和5年度の検討論点、⑤意見照会の進め方、⑥今後のスケジュールを説明させていただいた。本日の自治体分科会では、令和5年度の検討論点について、議論させていただきたい。
- 自治体の方からのご要望に対する対応方針の確認
 - 「管理場所」のマスタ管理機能の追加要望について、該当管理機能がないと業務に支障をきたすか確認する。当該確認の経緯としては、第1回有識者検討会にて、都道府県においても「管理場所」の機能を追加してほしいと要望があった。また、令和4年度の全国意見照会にて、中核市においても、「管理場所」の機能（中核市における管理「支所」）を追加してほしいというご要望があった。対応方針については、「個別協議事項1」にて議論いただく。（※後述）

（令和5年度の検討論点）

- 令和5年度の検討論点と運営方針
 - 令和5年度の検討コンセプトは、令和7年度末までの移行をいかにスムーズに行うかとしている。また、運営方針として、令和7年度末までの移行支援期間における標準仕様書へのシステム対応については、「制度改正等の政策上必要と判断される」もの限り、それ以外の適合基準日は令和8年度以降になる。ゆえに、令和5年度は、論点3の「振り仮名法制化に伴うシステム改修」などの直近に対応が必要な項目に絞って標準仕様書の改版を行う。本分科会で検討・共有する事項は、以下の4つ。
 - ◇ 1.令和4年度の全国意見照会において中長期的な検討を要するとした事項（申し送り事項）の取り扱い方針確認
 - ◇ 2.令和5年度「再検討見直し」の指定都市要件の取り扱い方針共有

- ◇ 3.振り仮名法制化に伴う標準仕様書改定及びシステム改修方針共有
- ◇ 4.令和5年度領域間の整合作業の方針共有。

○ 論点 1. 申し送り事項の取り扱い方針（事務局案）

→ 申し送り事項の概要と取り扱い方針の振り返り

- ◇ 第1回有識者検討会でも述べたが、本自治体分科会でご議論いただく申し送り事項の概要と取り扱い方針を改めて説明する。令和5年度の取り扱い方針として、令和5年度に改版予定の申し送り事項とニーズ確認のみ令和5年度に実施予定の申し送り事項について、ご議論いただく。令和5年度に改版予定の申し送り事項は、①業務フロー追加、②自治体規模別実装区分の精査、③「要件の考え方・理由」の追記依頼となっている。また、ニーズ確認のみ令和5年度に実施予定の申し送り事項は、④手当支払に関する機能の実装範囲、⑤帳票追加検討となっている。その中で主に議論いただくテーマとしては、②自治体規模別の実装区分の精査の a. 都道府県の住基システム連携関連機能の精査、b. 管理場所関連機能の精査、e. その他の個別の自治体規模別機能の精査、③「要件の考え方・理由」の追記依頼となっている。

→ ②自治体規模別の実装区分の精査（a. 都道府県の住基システム連携関連機能の精査）－令和5年度改版に反映予定

- ◇ 以下の機能について、都道府県では住基システムとの連携はしていないため、対象外となるのではないかと意見をいただいております、それぞれについて、対象機能と取り扱い方針を説明する。
- ◇ （#1）児童扶養手当共通、他システム連携における、都道府県において障害者福祉システムのデータを照会する機能
 - 「児童扶養手当都道府県事務取扱準則」にて、町村から提出する障害診断書を審査する作業は発生すると記載している。なお、県の審査作業中、直接に障害者福祉システムのデータを照会していないと、一部都道府県に確認している。そのため、都道府県では「-（対象外）」に修正し、全国意見照会を経て確定とする。
- ◇ （#2）額改定請求（増員）、額改定請求（増員）要件審査における、増員する児童の選択ができる機能
 - 「児童扶養手当都道府県事務取扱準則」にて、額改定請求（増員）要件審査にて、町村からの書類を確認、審査、審査結果の町村への送付の業務が発生すると記載している。なお、県の審査作業中、増員する児童のデータを選択していないと、一部都道府県に確認している。そのため、都道府県では「-（対象外）」に修正し、全国意見照会を経て確定とする。
- ◇ （#3）児童扶養手当共通、データ管理機能における、住民記録情報の登録、修正、削除、照会機能、住民記録情報の一覧確認機能、指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できる機能（EUC機能）
 - 児童扶養手当システムのデータ要件にて、住民記録・個人住民税・住民基本台帳システムから連携される情報について、データ作成不要としており、また、実際の業務において当該情報は不要である。そのため、都道府県では「-（対象外）」とする。

- ◇ (#4) 現況届、現況届受付における、受給資格者について、読み込んだバーコードから住記情報、税情報を照会できる機能
 - 児童扶養手当システムのデータ要件にて、住民記録・個人住民税・住民基本台帳システムから連携される情報について、データ作成不要としており、また、実際の業務において当該情報は不要である。そのため、都道府県では「-（対象外）」とする。
 - ◇ (#5) 所得再判定における、所得再判定事務にかかる機能
 - 所得再判定は指摘通り住基システムを使用しており、都道府県で住基システムと連携していないため、該機能を「-（対象外）」とする。
 - ◇ 当該都道府県の住基システム連携関連機能の実装区分について、一部都道府県の回答であり、他の都道府県の業務は定かではないことにご留意いただきたい。
 - ◇ 承知した。他都道府県の業務にて必要かどうかは、全国意見照会を通して確認する。
- ②自治体規模別の実装区分の精査（b.管理場所関連機能の精査）－令和5年度改版に反映予定
- ◇ 詳細や経緯については（個別協議事項1）にて説明し、議論いただく。
- （個別協議事項1）現在の標準仕様書にある『管理場所』というマスタ管理機能を、指定都市以外の自治体にも導入すべきか
- ◇ 「管理場所」のマスタ管理機能の、指定都市以外の地方自治体への仕様導入について、ご要望が挙がっている。経緯としては、現在の標準仕様書上、指定都市のみに、「管理場所」というマスタ管理の仕様がある。そこで、愛知県の担当者から、第1回有識者検討会にて、都道府県においても、「管理場所」の機能を追加してほしいというご要望があった。また、大分市の担当者から去年度の申し送り事項にて、中核市においても、「管理場所」の機能（中核市における管理「支所」）を追加してほしいというご要望があった。以上を踏まえて、個別協議事項として、現在の標準仕様書にある『管理場所』というマスタ管理機能を、指定都市以外の自治体にも導入すべきかについて、議論いただきたい。議論の結果、改版になる際の対応案は以下を想定している。
 - ①関連23個「管理場所」の機能要件について、指定都市以外の自治体の業務にも適用する要件を特定
 - ②該当機能要件の「指定都市」や「管理区」などの指定都市関連の記述を削除し、自治体共通的な記述に変更
 - ③該当機能要件について、指定都市以外の自治体の実装区分も「○（実装オプション）」に変更
 - ◇ 現行のシステムでは、認定等の業務は県庁でなく、各地方機関の所管部で行っている。そのため、本県としては、当該管理場所関連機能は必須であると考えている。都道府県における地方機関の管理単位は「福祉事務所未設置町村」ではなく、例えば福祉相談センターなどの県庁に属する地方機関の管理単位で「管理場所」の機能が必要と考えている。また、当該機能の追加は令和7年度末以前に早急に対応いただきたい。
 - 令和7年度末以前に当該機能を追加することは可能か。
 - 原則、令和8年度以降の機能追加になることを想定している。
 - 令和7年度末までの標準準拠システムへの移行に向けて、システム改修を行っていく際に、当該機能がないと事務的に大幅に負荷がかかり、県庁の業務が回らない可能性がある。また、令和8年度以降に当該機能を追加する場合、標準化支援や補助金支給の対象となるか。県としては、標準化支援や補

助金支給の対象を前提として、標準準拠システムへの移行を考えたい。

- 開発にかかる経費でなく、移行に係る経費については、標準準拠システムの仕様に定められた場合は補助金の対象となる。ただ、令和 7 年度末の適合が対象となるため、適合基準日の設定について、整合をとる必要がある。
- 当該機能の追加は、令和 8 年 4 月 1 日以降の適合基準日となるか。
- 再検討見直しの指定都市要件に含まれているか否かによって、適合基準日が異なる。また、指定都市への実装区分の確認も必要だが、ベンダにも、当該機能追加は令和 7 年度末までに対応可能か確認が必要と考えている。当該機能の要否に加え、実現可能性についてもベンダに確認を取ったうえで、検討いただきたい。
- 承知した。ベンダ分科会に向けて調整を行いながら、適合基準日についても調整を進めていきたいと考えている。

◇ 「管理場所」というマスタ管理機能は、指定都市においては必須であると認識している。そのため、当該 23 機能要件は必須機能と考えている。標準仕様書第 1.1 版にて実装オプションとしている機能を必須機能に変更することについて、他政令市の意見も踏まえて検討が必要だが、今後意見として検討することは可能か。

- 今後、意見として当該要望を挙げていただくことについては、問題ない。標準仕様書第 1.1 版では、実装オプション機能となっており、当該機能を採用するかどうかは自治体の方々の判断となる。そのため、指定都市に必要な機能であれば、標準準拠システムに必要な機能として採用いただくことになると考えている。

→ ②自治体規模別の実装区分の精査（e.その他の個別の自治体規模別機能の精査）－令和 5 年度改版に反映予定

◇ 以下の機能について、自治体規模別の実装区分に係る要望をいただいております、それぞれについて、対象機能と取り扱い方針を説明する。

◇ (#1)、(#2) 児童扶養手当共通、帳票出力機能において、「児童扶養手当証書受領書」を出力できること

- 以下の要望をいただいている。福祉事務所未設置町村のみが必要な帳票の為、他は対象外で良いのではないかと、また、都道府県以外は受領書の発行機能は不要と想定されるため、都道府県以外は実装区分を「-」ではないか。
- 取り扱い方針としては、帳票の出力を行っているのが、福祉事務所未設置町村か、都道府県と「児童扶養手当都道府県事務取扱準則」にて確認をとれたため、都道府県と福祉事務所未設置町村以外は実装区分を「-」とする。

◇ (#3) 現況届、現況届提出依頼において、現況届提出対象者に関する情報を一覧で確認できる機能、(#4) 指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること（EUC 機能が利用できること）

- 以下の要望をいただいている。現況届提出対象者によって必要な書類等は異なるため、区で管理するうえで必須ではないか。
- 取り扱い方針としては、「児童扶養手当市等事務取扱準則」に、該当現況届関連の業務が存在すると確認済。なお、準則に記載されているその他の現況届関連機能でも、「標準オプション」となっている要件が複数ある。標準オプションとは、全自治体に必須機能ではなく、自治体によって実装が望ましい機能である。そのため、現状の「標準オプション」の定義が正しく、特段実装区分の修正は不要とする。

- ◇ (#5) 統計・報告、年次報告書作成において、厚生労働省に報告する児童扶養手当事業状況報告の集計ができる機能
 - 以下の要望をいただいている。様式第3号、第5号、第9号は都道府県での事務で利用するものと想定されるが、都道府県のみが必要な帳票の為、他は対象外ではないか。
 - 取り扱い方針としては、厚生労働省に報告する児童扶養手当事業状況報告は都道府県のみに必要な帳票のため、都道府県以外は「-（対象外）」とする。
- ◇ (#6)、(#7)、(#8)については、個別協議事項として、都道府県と福祉事務所未設置町村における、児童扶養手当事務の役割分担（システムを含め）について、議論いただきたい。
- (個別協議事項2) 都道府県と福祉事務所未設置町村における、児童扶養手当事務の役割分担（システムを含め）について
 - ◇ 現在、福祉事務所未設置町村に関して、福祉事務所が設置されていない制限上、一部の事務手続きは都道府県が代わりに実行している。その背景を踏まえ、以下の標準機能要件が、どの自治体側のシステムで持つべきかについて、複数意見を受けている。具体的には、機能要件の1、2は「団体内統合宛名システムの宛名番号変換機能」で代替可能で、福祉事務所未設置町村では必須機能「◎」にする必要がなく、実装オプション「○」に変更してもよいかという要望をいただいている。一方で機能要件3については、実装オプション「○」に変更するご意見もいただいたが、マイナポータルびったりサービスと関連する機能は、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、実装必須機能にする方針である。なお、その機能を利用するかどうかは、導入の段階で各自自治体による判断が可能のため、本実装区分は現状のままとする。
 - 1.マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること (#6)
 - 2.団体内統合宛名機能における団体内統合宛名番号の付番や宛名情報の更新のために、登録、更新した宛名情報及び個人番号を団体内統合宛名機能へ連携できること (#7)
 - 3.マイナポータルびったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能を經由して取得できる機能。取得項目等を表示、出力等できる機能 【対象事務】：児童扶養手当の現況届の事前送信 (#8)
 - ◇ 現在の標準仕様書上、都道府県では対象外「-」にし、福祉事務所未設置町村は「市町村」と同じく実装必須機能「◎」にしている。議論の結果、改版になる際の対応案は以下を想定している。
 - ①分科会の討議結果によって、修正が必要となる実装区分を改版に反映
 - ②「要件の考え方、理由」に、改版の内容を追記
 - ◇ 本県では、福祉事務所未設置町村においては、当該機能を導入していないため、機能要件1、2は必須機能としなくてよいと考えている。
 - ◇ 承知した。改版の対応案を全国意見照会にて確認することとする。
- ③「要件の考え方・理由」の追記依頼－令和5年度改版に反映予定
 - ◇ 「要件の考え方・理由」欄への機能要件の説明追記をしてほしいという要望をいただいている。当該申し送り事項については、本自治体分科会では取り扱い方針を説明し、「要件の考え方・理由」欄への記載事項など

の詳細については、全国意見照会にて確認させていただく。「要件の考え方・理由」欄への記載については、他の20業務領域と平仄を併せて説明を記載することとしている。また、標準仕様書は、設計上の幅を持たせるため、現在のレベルで定義されており、機能要件の詳細化は行うべきではないと考えている。そのため、仕様の詳細についてではなく、あくまで機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記する。

→ ④手当支払に関する機能の実装範囲－ニーズ確認のみ実施予定

◇ 「児童扶養手当法第14条第4号以外の理由で支給しないことを決定した場合に、支払いされない機能が必要」との意見を踏まえ、手当支払に関して、児童扶養手当システムで対応する範囲を精査した。昨年度の意見提出自治体にご要望を確認したところ、特定な法令で定められている要件ではない、かつ標準仕様で該当機能の代替項目が既にあることについて確認ができた。そのため、該当要望に対する仕様上の変更対応は不要と考えている。

→ ⑤帳票追加検討－ニーズ確認のみ実施予定

◇ 機能向上のための新規帳票機能追加要望、機能向上のための既存帳票のレイアウト修正要望について、ニーズ確認のため令和3年度から令和5年度の本検討会参加自治体に対して、アンケートを発出した。具体的には、16件帳票要件について、令和3~5年度の構成員である16自治体代表に送付したところ、11自治体から回答があった。「業務に支障をきたす」との回答が2自治体以上、かつ「実装要望がある」との回答が5自治体以上ある案件を重要度「高」として、案件の重要性について以下のように評価した。

- 「重要度高」と評価された7案件については、今年度の要件検討対象となる継続案件として仕分け、ベンダ分科会でも討議予定とする。
- その他、重要度は低めだが、「ニーズが高い」8件の要件は、主に、返還金や支払、審査認定処理の帳票追加要望と、「児童扶養手当受給資格者台帳」のレイアウト変更などの要望であり、来年度以降の申し送り事項として、引き続き検討とする。
- 1件、重要度もニーズも低い要件について、検討会の検討対象から除外する。

◇ 当該「重要度高」と評価された7案件について、標準仕様として反映したい時期を確認したところ、継続案件である4つの新規帳票機能追加要望の重要性が高いものの、多くの自治体から、「令和8年度の改版に反映したい」という回答をいただいている。一方、3つの既存帳票のレイアウト変更要望について、「令和6年度の改版に反映したい」と早急に対応してほしいという依頼が多くあった。なお、「制度改正等の政策上必要と判断される」機能要件ではない限り、該当要件が標準仕様書に反映されても、システムへの適合基準日は一律令和8年度以降になる。

◇ 当該帳票追加検討のためのアンケート結果を踏まえて、「実装需要が高い支払・過払金関連帳票機能の追加要望に関するニーズと実装時期」、「既存帳票のレイアウト修正に関わる検討・実施が先になる見込みだが、そのほかの改修要望があるか」について、個別協議事項として議論いただきたい。

→ (個別協議事項3) 実装需要が高い支払・過払金関連帳票機能の追加要望に関するニーズと実装時期の確認

◇ 申し送り事項の帳票追加要望について、16の自治体代表に確認したところ、支払・過払金関連の帳票ニーズが高いと見受けられた。現行の標準仕様書に該当の帳票要件がないため、対応案としては、以下を想定している。

- 自治体分科会にて対応方針を討議し、ベンダ分科会にて実現可能性と時期について検討する。
- なお、該当帳票機能については、法令や制度改正等の政策上必要と判断される要件ではないため、該

当要件が標準仕様書に反映されても、システムへの適合基準日も令和 8 年度以降になる想定。

- ◇ 児童扶養手当の性質上、事実婚等で過払いが発生するケースが多くみられるため、過払金が発生した場合に支払期、支払済額、過払額を記載した帳票「返還金額算出表」を作成できる機能があると特に業務の効率化に繋がると考えている。
 - ◇ 人口規模が大きいと、独自で通知などを作成しているケースがある。当該帳票は無くても、現在の業務に支障はないが、追加されることで業務の効率化が期待できると考えている。
- (個別協議事項 4) 既存帳票のレイアウト修正に関わる検討・実施が先になる見込みだが、そのほかの改修要望があるか
- ◇ 令和 4 年度の全国意見照会や、本検討会の自治体分科会事前ヒアリング経由で、現況届の帳票レイアウトの修正に関するニーズが高く、日々の業務の効率性に関わるため、早急に対応してほしいというご要望が多いことが分かった。特に、下記 3 つの修正要望が今回の継続案件として判断されている。
 - 児童扶養手当現況届における用紙 2 枚に収まるようなレイアウト変更
 - 児童扶養手当現況届における住所欄の拡張
 - 児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせにおける様式の分割
 - ◇ なお、該当現況届のレイアウトは法令で定められているため、簡易に改修できるものではない。また、現在のことも家庭庁の方針として、まずは、児童扶養手当額の向上に関わる指針や現場における対応について資源を集中すべく、帳票レイアウトの再見直しに関しては、現況届のデジタル化・オンライン化に関するトピックが上がった際に討議すべきであるとしている。現行の標準仕様書に該当の帳票要件がないため、対応案としては、以下を想定している。
 - 該当現況届のレイアウトは法令で定められているため、簡易に改修できるものではないが、今後改修となる際の参考材料として、自治体分科会にて改修要望を確認し、ベンダ分科会にて実現可能性について検討する。
 - ◇ 現況届は同封書類が多いため、現況届の様式について、用紙 2 枚に収まるレイアウトに修正していただきたいと考えている。表面に受給者の方が記載する欄を設け、裏面に注意書き等を記載することを 1 つの案として考えている。
 - ◇ 現況届の様式について、現在の様式の裏面を縮小するなどして、できる限り枚数が少なくなるようなレイアウトに修正いただきたい。また、現況届の住所欄について、申請者の利便性を考えると、記載欄が小さい。レイアウトを様式として定めるのではなく、必要な項目を満たすことを様式として定めていただきたいと考えている。

○ 論点 2. 指定都市の取り扱い方針 (事務局案)

→ 令和 5 年度の取り扱い方針

- ◇ 指定都市要件の取り扱い方針として、ニーズ確認のみ、令和 5 年度に実施予定としていたが、2/2(金)にデジタル庁からの指摘を受けて、以下のように変更することとした。また、ニーズ確認について、13 件帳票要件について、20 カ所の指定都市にアンケートを送付したところ、13 指定都市から回答があった。
 - 再検討見直し指定都市要件ニーズヒアリング結果にて、「重要度高」と評価された 3 案件 (過半数の指定都市から実装要望があり、かつ「この機能がないと、業務に支障をきたす」と 2 指定都市以上から回答がある案件) については、今年度の要件検討対象となる継続案件とし、ベンダ分科会にて実装可能性について確認してから、「成案」要件は今年度の改版に反映予定とする。また、実装可能性を確認し、直近の対応が難しく「成案予定」要件とした場合は、来年度以降の改版に反映予定とする。

- その他の 10 件のご要望について、指定都市要件の整理上一旦「不採用」とする。うち、ニーズが高い 3 要件、過半数ではないが 8 自治体以上から実装要望ある項目については、来年度以降の申し送り事項にする。

◇ 「重要度高」と評価された 3 案件は、以下のとおりとなっている。

- (#1) 児童扶養手当共通、他システム連携において、医療助成システムへ渡す現況年度更新結果データを作成し連携できること。
- (#2) 児童扶養手当共通、データ管理機能において、支給要件別、申請者別（父・母・養育者）別の受給状況を抽出し、一覧を確認、データの加工ができること。
- (#3) 一部支給停止（第 13 条の 3 関係）、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書において、余白部分に「令和〇年度現況」もしくは「令和〇年〇月経過月」と記載すること。

◇ 指定都市要件について、介護保険・障害者福祉システムにおける標準化検討会にて、指定都市要件として「区間異動」の異動事由を他業務に連携してほしいという意見が挙がった。その後、デジタル庁と総務省で当該指摘について、対応方針を検討いただいていると認識しているが、共有いただけるか。

◇ 介護保険・障害者福祉システムにおける標準化検討会にて、「区間異動」の異動事由を他業務に連携しなければ業務に支障をきたすという意見をいただいた。そのため当該意見について、すべての業務における影響を調査し、総務省と対応方針を検討した。その結果、住民記録システム標準仕様書の機能要件としては変更ないが、令和 6 年 2 月のデータ要件・連携要件の改定において、住民基本台帳の基本データリストにおけるコードの「記載の事由」及び「消除の事由」に、新規コード値として「記載_国内転入（同一政令指定都市内の区をまたぐもの）」「消除_国内転出（同一政令指定都市内の区をまたぐもの）」という異動事由をそれぞれ追加する予定としている。

◇ 児童扶養手当システムにおける指定都市要件では、当該区間異動にかかる意見は挙がらなかったが、指定都市としては当該対応方針について、意見はあるか。また、市の場合、区の下に支所を設置しているか。

◇ 同一指定都市内の区間異動は生じうるため、区間異動は管理項目としては必要になると認識している。また、本市では区の下に支所を設置している。

◇ 指定都市によっては、支所を区と同じ単位で扱っているが、本市では支所間の異動や区と支所の間での異動は発生するか

◇ 当該支所間の異動や区と支所の間での異動については、区単位で異動を行うものとしている。そのため、支所間の異動、支所から区への異動は外見上発生しない。

○ 論点 3. 振り仮名法制化に伴う標準仕様書の改定及びシステム改修方針共有

→ 振り仮名法制化に伴う標準仕様書の改版は令和 5 年度末までに行い、システム改修は令和 6 年度末までに対応いただくこととしている。標準仕様書への影響としては、機能要件、帳票詳細要件/帳票レイアウトにて、「フリガナ」に関する表記を 2 つに使い分ける。「振り仮名」は日本人氏名における振り仮名を指し、「フリガナ」は旧氏並びに外国人氏名及び通称名を指すこととし、表記の修正を行う。

○ 論点 4. 令和 5 年度領域間の整合作業の方針共有

→ 順次、デジタル庁が示された領域間の整合作業対応における、児童扶養手当システム側と関連している要件について、標準仕様書の要修正箇所を特定し、対応している。共通標準仕様書、及びデータ要件・連携要件の標準仕様（総論、各論）の改版内容を精査した結果、予定している「振り仮名法改正に伴う記述の改定」以外、現

時点に追加で要改定の項目がないということが分かった。なお、全国意見照会を経て、意見照会中の資料について、更なる改定が発生し、それに応じた児童扶養手当システム側の標準仕様書の改定が必要となる場合があるため、その際は再度精査を行う予定。その他、デジタル庁から示されている資料について、改訂履歴の管理な度が記載されている「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」への対応、機能 ID 単位で適合基準日を明示する等の「標準仕様書と適合確認に関する考え方」への対応を行っている。

→ また、地方自治体、事業者から寄せられたご意見について適宜対応し、以下のように、関連する標準仕様書における要修正箇所を特定している。

- ◇ 児童扶養手当の標準仕様書作成・改定に向けた検討会の事務局では、検討会期間中に合計 30 件ほど PMO ツール等経由で寄せられた地方自治体や事業者からの意見について回答している。その中で、都道府県における障害者福祉システムとの連携について、帳票詳細要件の日付項目の定義について、修正要望をいただいたため、令和 5 年度の標準仕様書の当該要件を修正し、全国意見照会にて確認する予定としている。
- ◇ 令和 3 年度の本検討会の自治体代表から、「今回の調査では令和 8 年 9 月を目途に国が目指している eLTAX を活用した公金収納に関する項目はなかったようですので、次々回以降の仕様書改定の際には過払金等の取り扱いに関する内容が反映されるものと想定しています」と意見をいただいた。当該意見に対して、現時点では、「令和 8 年 9 月までに全国で eLTAX が使えるように取り組む公金の対象」となっていないことについて、デジタル庁に確認が取れたため、特に対応が不要としている。また、eLTAX を活用した公金収納について、対象が「①いずれの地方公共団体においても相当量の取扱件数がある公金」、「②その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金」を扱う業務であり、過払金対応にて関連する業務があるが、児童扶養手当は関連度が低い。なお、状況が変わり、今年度の検討会開催期間中に上記の対象になったとしても、該当内容が児童扶養手当業務との関連度が低いため、他領域と平仄を併せて検討することとして、令和 6 年度以降に申し送る。
- ◇ 事業者からは、現在はシステムの設計段階に入っているため、将来のシステム実装をイメージした詳細な要件定義、特に所得判定に使用されるデータ項目や組み込みロジック、そして各自治体の統計・報告用帳票の集計ロジックについて、明確にしてほしいという要望を複数いただいた。当該要望に対しては、他の標準化対象の業務も同様に、上記仕様は政府機関であることも家庭庁が標準仕様として一律定義し提示すべきものではなく、現場において事業者と担当自治体が、事務の実態について確認しながら合意すべきものだと認識している。ただし、標準仕様書外ではあるが、事業者（担当自治体）ごとに仕様について確認したい点があるため、今後必要に応じて調整していく

（今後のスケジュール）

- 2 月 19 日にベンダ分科会を開催予定としており、自治体分科会と同じ議題について、主に実現可能性の観点からベンダの方々に議論いただく予定。また、ガバメントクラウドへのシステム移行におけるベンダが抱える課題の目線合わせを予定している。その後、2 月に全国意見照会を実施し、3 月中旬頃に第 2 回有識者検討会の場で、標準仕様書第 1.2 版案について、最終化に向けて確認・議論いただく予定としている。

以上